

# 令和3年度十和田市移住・定住引っ越し支援事業

移住・定住の促進を図るため、本市へ転入されるかたの引っ越し費用を補助します。

## 1. 補助要件（次のいずれにも該当する場合は対象となります。）

- (1) 令和3年4月1日以降に青森県外から転入するかた。
- (2) 若年者（40歳未満）又は子育て世帯（妊婦又は18歳未満の子がいる世帯）。  
（年齢の判定日は、令和3年4月1日時点）
- (3) 市区町村税に滞納がないこと。
- (4) 町内会に加入すること（町内会が組織されていない地域に居住する場合を除く）。
- (5) 本人又は同一の世帯に属する者の転勤又は出向等職務上の理由により転入する者でないこと。  
ただし、所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により転入し、本市を生活の本拠とし、転入前の業務をテレワークにより引き続き行う場合を除く。
- (6) 本人又は同一の世帯に属する者の通学等の理由により転入する者でないこと。
- (7) 十和田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。



## 2. 補助金額

・転入前の住宅の家財道具の移転の委託に要した経費 3分の2（上限10万円）

※十和田市結婚新生活支援事業補助金で引越費用に関する交付の決定を受ける場合は、その額を控除した額を補助対象経費とする。

## 3. 交付申請

・転入後、令和4年3月31日までの間に、交付申請書に以下の書類を添付して提出してください。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 転入するかた全員の住民票（続柄及び転入前の在住地が分かるもの）
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し（領収書など）（引越し日、場所の記載があるもの）
- (4) 市区町村税に滞納がないことを証する書類（納税証明書、完納証明書など）
- (5) 町内会に加入したことを証する書類（町内会費の領収書、町内会加入証明書など）
- (6) 債権者登録申請書（様式第3号）（登録済みの場合を除く）
- (7) 就業証明書（様式第4号）（転入前の業務をテレワークにより引き続き行う場合に限る）

※ (1) 住民票については、「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、省略できます。

## 5. 注意事項

- (1) 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定しますので、申請はお早めにお済ませください。
- (2) 補助金の交付回数は、補助対象世帯に対して1回限りです。
- (3) 申請者又は同一の世帯員が、就労する事業所から引っ越し委託経費の助成を受けている場合は対象外です。
- (4) 申請者又は配偶者が、十和田市職員（消防、中央病院等を含む）として採用されることにより転入する場合は対象外です。

【お問い合わせ】十和田市 企画財政部 政策財政課 TEL：0176-51-6712

※詳細情報や申請書類は、

日々コレ十和田ナリ

検索

